

● 門司植物防疫所からのお知らせ ●

一部の輸入植物の取扱いが

平成29年5月24日から変わります !!

平成28年5月24日に植物防疫法施行規則の一部が改正されたことにより、

平成29年5月24日から、新たに生産国で**栽培地検査**を行い、生産国政府が発行した検査証明書※に**追記**が必要となる植物があります(事前に栽培地での検査を受ける必要があります。)

※検査証明書＝植物検査証明書(Phytosanitary certificate)

1. 新たに追加される検疫有害動植物 (10種)

対象病害虫名	対象地域	対象植物
ミカンクロトゲコナジラミ	中国(香港を除く。以下同じ。)、タイ、ベトナム、香港、フィリピン、米国(ハワイ諸島を除く。以下同じ。)、コスタリカ、ハワイ諸島など	ココヤシ、クワ属、コーヒーノキ属、バラ属、フヨウ属、プルメリア属、ユーゲニア属などの生植物の地上部であって栽培の用に供するもの
トマトキバガ	インド、イスラエル、イタリア、ケニア、ブラジルなど	トウガラシ、トマト、クコ属、ナス属などの生茎葉、トマトの生果実
<i>Meloidogyne enterolobii</i> (センチュウの一種)	タイ、中国、ベトナム、南アフリカ、米国、グアテマラ、コスタリカなど	アラビアコーヒー、キュウリ、ショウジョウソウ、スイカ、トウガラシ、トマト、ナスなどの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
ブドウオオハリセンチュウ	イスラエル、イタリア、スペイン、ドイツ、フランス、米国、オーストラリアなど	オリーブ、ペチュニア、イチジク属、バラ属、ブドウ属などの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
<i>Apiosporina morbosa</i> (糸状菌の一種)	米国、カナダ、メキシコ	サクラ属の生植物であって栽培の用に供するもの
ナラ類しおれ病菌	米国	クリ属、コナラ属の生植物であって栽培の用に供するもの
<i>Deuterophoma tracheiphila</i> (糸状菌の一種)	イスラエル、イタリア、フランスなど	カラタチ属、ミカン属などの生植物であって栽培の用に供するもの
<i>Eutypa lata</i> (糸状菌の一種)	イスラエル、イタリア、スペイン、米国、オーストラリアなど	オリーブ、セイヨウキヅタ(<i>Hedera helix</i>)、ランタナ、バラ属、ミズキ属などの生植物であって栽培の用に供するもの
<i>Guignardia citricarpa</i> (糸状菌の一種)	台湾、中国、米国、オーストラリアなど	カラタチ、ミカン属などの生植物であって栽培の用に供するもの
カンキツ類てんぐ巣病菌	インド、インドネシア、米国など	イチジク属、マキバブラシノキ属(<i>Callistemon</i>)、ミカン属などの生植物であって栽培の用に供するもの

2. 地域または植物が追加されるもの (9種)

対象病害虫名	追加される対象地域	追加される対象植物
コロンビアネコブセンチュウ	フランス、メキシコ	トマト、カエデ属、コマクサ属など
ニセコロンビアネコブセンチュウ	(現行どおり)	テンサイ、ニンジン、コマクサ属など
ニセネコブセンチュウ	(現行どおり)	キュウリ、トウガラシ、ペポカボチャなど
バナナネモグリセンチュウ	(現行どおり)	トマト、ナス、バンレイシなど
<i>Phytophthora ramorum</i>	(現行どおり)	<i>Notholithocarpus densiflorus</i>
インゲンマメ萎ちよう細菌病菌	イラン	ササゲ
トウモロコシ萎ちよう細菌病菌	アルゼンチン	(現行どおり)
トウモロコシ葉枯細菌病菌	カナダ	(現行どおり)
ウメ輪紋ウイルス	フィンランド	(現行どおり)

詳しくは以下のサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/pdf/2_bepyo1-2.pdf

植物を輸入する際の検疫条件は、植物防疫所ホームページの以下のサイトに
国名及び植物名等を入力して確認することができます。

植物防疫所ホームページ／輸入条件に関するデータベース
<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>

※ 輸入検疫条件は、新たな病害虫の発生情報やリスク評価で変更されることがあります。
 植物類を輸入される前には再度、輸入条件を確認してください。

植物防疫所
ホームページ



輸入条件に関する
データベース

輸入条件に関するデータベース

※ 当ページはJavaScriptを使用しています。ブラウザのJavaScript機能を有効にご利用ください。

輸入条件の検索: 検索条件の指定
 輸入元国、輸入植物の少なくとも一方を指定し、[検索を実行]ボタンをクリックしてください。

輸入元国の指定(省略可)

1 州を選択してください。

2 国または地域を選択してください。

輸入植物の指定(省略可)

1 植物名(学名も可)を入力してください。

2 部位を指定してください。

※ 平成28年5月24日付け植物防疫法施行規則の一部改正に関する当所からの過去のお知らせは、「九州植物検疫協会」のホームページに掲載されています。

九州植物検疫協会ホームページ／2016年 ニュースリリース (2016.6.7、2016.7.5及び2016.11.11)
<http://www.kyushu-shokken.gr.jp/>

注意: 詳しい内容や検査証明書への追記については、植物防疫所のホームページ
 (<http://www.maff.go.jp/pps/>) でご確認いただくか、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

農林水産省 門司植物防疫所		
門司植物防疫所(本所) TEL:093-321-2601	福岡支所 TEL:092-291-2504	鹿児島支所 TEL:099-222-1046